

みなかみ町大学生等新幹線通学費補助金の申請の流れ

みなかみ町新幹線通学費補助金の申請から振込までの流れです。申請者は高校卒業後、大学等入学し、新幹線を利用した1回目の通学が行われた段階で申請が可能となります。以下の流れを確認し、段階ごとに手続きを実施してください。

【申請年度初：4月(例 2023年4月)】

【4月～3月分】

【申請年度末：3月(例 2024年4月)】

ステップ1 〈交付申請：申請者〉

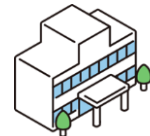


- i. 申請が可能なタイミング
 - 高等学校を卒業して大学等(大学、短大、専門など)に入学し、通学初回時の新幹線通学定期券を購入したら
- ii. 提出書類
 - 様式第1号(第5条関係)交付申請書
 - 学生証(写)
 - 通勤初回時に購入した新幹線通学定期券(写)

提出

送付

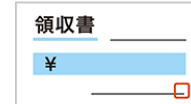
ステップ2 〈交付決定：みなかみ町〉



- ステップ1で提出された書類確認
- 確認後、問題なければ交付決定通知書の送付

ステップ3 〈領収書保管：申請者〉

申請～実績報告を行うまでの間、年度内に購入した新幹線通学定期券の領収書を保管する。
※ステップ4「実績報告&請求」時に提出するため



ステップ4 〈実績報告&請求：申請者〉



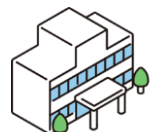
- i. 実績報告が可能なタイミング
 - 申請年度末(3月)の新幹線通学定期券の購入したら
- ii. 提出書類
 - 様式第5号(第9条関係)実績報告書
 - 領収書
 - 申請期間に係る全ての新幹線通学定期券
 - 様式第7号(第11条関係)請求書
 - 補助金振込先がわかる口座情報(通帳等)

提出

送付

振込

ステップ5 〈確定：みなかみ町〉



- ステップ4で提出された書類確認
- 確認後、問題なければ確定通知書の送付
- 指定口座へ補助金振込

申請～年度末(3月まで) 通学

みなかみ町大学生等新幹線通学費補助金 概要

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者で、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 高等学校を卒業した年度の末日以前3年以上継続して本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されていた者で、高等学校等を卒業し、大学等に在学している者のうち、大学等に入学した年度の4月1日時点で25歳未満の者
 - イ 高等専門学校の3年次を修了した年度の末日以前3年以上継続して本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されていた者で、高等専門学校の3年次を修了し、大学等に在学している者のうち、大学等に入学又は高等専門学校の4年次に進級した年度の4月1日時点で25歳未満の者
- (2) 新幹線定期券を購入し、上越新幹線上毛高原駅を利用して通学している、又は通学する予定であること。
- (3) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (4) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

【補助金の額】

補助金の額は、1カ月（新幹線通学定期券の通用期間が継続して16日以上あるものをいう。以下同じ。）の新幹線通学定期券購入費の4分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額の上限額は1カ月当たり2万円とする。

例：上毛高原駅－東京駅 1カ月定期 93,130円
 $93,130円 \times 1/4 = 23,282円$
23,282円→1,000円未満切捨→1カ月20,000円

例：上毛高原駅－東京駅 3カ月定期 265,470円
 $265,470円 \div 3\text{カ月} = 88,490円(1\text{カ月分の定期代})$
 $88,490円 \times 1/4 = 22,122円$
22,122円→1,000円未満切捨→1カ月20,000円

例：上毛高原駅－大宮駅 1カ月定期 88,490円
 $88,490円 \times 1/4 = 22,122円$
22,122円→1,000円未満切捨→1カ月20,000円

例：上毛高原駅－大宮駅 3カ月定期 240,870円
 $240,870円 \div 3\text{カ月} = 80,290円(1\text{カ月分の定期代})$
 $80,290円 \times 1/4 = 20,072円$
20,072円→1,000円未満切捨→1カ月20,000円

補助の期間は、法に規定する大学等の修業年限を限度とする。